

築上町告示第130号

平成29年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年11月27日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成29年12月7日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

宗 晶子君	小林 和政君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
工藤 久司君	宮下 久雄君
有永 義正君	信田 博見君
田村 兼光君	塩田 文男君
武道 修司君	丸山 年弘君
田原 宗憲君	吉元 成一君

○12月11日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成29年12月7日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成29年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第64号 専決処分について (平成29年度築上町一般会計補正予算 (第3号))
- 日程第5 議案第65号 平成29年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
- 日程第6 議案第66号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第7 議案第67号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 議案第68号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算 (第3号) について
- 日程第9 議案第69号 平成29年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第70号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第72号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第73号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第74号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第75号 築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第76号 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第77号 物品売買契約の締結について

- 日程第18 議案第78号 物品売買契約の締結について
日程第19 議案第79号 物品売買契約の締結について
日程第20 議案第80号 物品売買契約の締結について
日程第21 議案第81号 物品売買契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 ①議長の報告
 ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第64号 専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第3号））
日程第5 議案第65号 平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
日程第6 議案第66号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第7 議案第67号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第8 議案第68号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第9 議案第69号 平成29年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第70号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第71号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第72号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第73号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第74号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第75号 築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定について
日程第16 議案第76号 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第77号 物品売買契約の締結について

日程第18 議案第78号 物品売買契約の締結について

日程第19 議案第79号 物品売買契約の締結について

日程第20 議案第80号 物品売買契約の締結について

日程第21 議案第81号 物品売買契約の締結について

出席議員 (14名)

1番	宗 晶子君	2番	小林 和政君
3番	鞘野 希昭君	4番	池亀 豊君
5番	工藤 久司君	6番	宮下 久雄君
7番	有永 義正君	8番	信田 博見君
9番	田村 兼光君	10番	塩田 文男君
11番	武道 修司君	12番	丸山 年弘君
13番	田原 宗憲君	14番	吉元 成一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成29年第4回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） おはようございます。もう12月ということで、もう本当に慌ただしい時期になってまいりました。

本町にとっては、12月といえば延塚奉行の追悼式、それから武道大会ということで、昭和30年から、旧椎田町の時代から現在まで引き続き奉行の、いわゆる恩徳に報いるための追悼式、それから武道大会ということを開催している。今後も、この武道大会はずっと顕彰会が続けていかなければいけないと、このように考えているところでございます。

また、きょうは——副町長が、今議会は参加できません。というのが、急遽入院をいたしまして、手術をいたしまして、快方には向かっておるといふうなことでございますけれども、まず正月前までには退院できるんじゃないかというふうな話もしております。そういうことで、今回は、今議会、副町長欠席のままですね。去年は、私が欠席をしたまま議会を開催していただきましたけれども、今回は副町長というふうなことで、あしからず御了承のほどお願い申し上げます。

さて、行政報告でございますけれども、広域消防の問題で、例の、いわゆる使い込みの事件でございまして、被告が仮釈放をされました。そういう形の中で裁判を今行っているわけでございますけれども、被告のほうも、これは完全に争うというふうな態度に出てきて、非常にやっぱり長引くんではなかろうかなど。刑事事件での分は本人は認めておるが、この分についての、いろんな案もございましたけれども、やはり和解という形にはいかないんじゃないかというふうなことで、一応、広域圏のほうもそのまま和解はしないでやっぺいこう、そういうことで一応理事会では決定をしておると。

そうして、片や、関係者の皆さんには協力というふうなことで補填を幾らかでもやっていただこうというふうなことで、これも急遽、先般、後藤組合長のほうが記者会見をいたして、早急に皆さんには協力依頼の通知を差し上げようというふうなことで決定をいたしたところでございます。

それから、11月の18日に福岡県の市町村対抗駅伝が行われましたが、本町チーム、いい成績で、去年は6位でございましたけど、1つだけ順位を下げて7位ということで、大健闘でございまして。また来年も、この上位を目指して頑張っていくというふうな話もしております。

それから、11月の25日には、東南海地震を想定した海岸線の自治会を対象に津波の説明会をいたしまして、100人を超える皆さんが御参集をさせていただいて、県からも来ていただきな

がら、津波の住民説明会というものを催したところでございます。

近況では、そういうところでございます。

今議会は、専決処分1、それから予算案が5件、条例案件7件と、それから築城中学の物品関係が、これ一応分割発注をしておりますが、5件の、いわゆる契約案件の承認をいただきたいと、このような形で提案をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議記録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、有永義正議員、8番、信田博見議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

12月4日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

12月7日、木曜日、本日は本会議で議案の上程。

なお、議案第64号専決処分について並びに議案第77号から議案第81号の物品売買契約の締結については、専決処分並びに契約案件であり、本日即決とすることに協議いたしました。

12月8日、金曜日は、考案日といたします。

9日、土曜日は、休会といたします。10日の日曜日も休会です。

12月11日、月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

12月12日、火曜日は、考案日といたします。

12月13日水曜日、14日木曜日は、本会議で一般質問といたします。

12月15日、金曜日は、一般質問予備日といたします。

12月16日土曜日と17日の日曜日は、休会といたします。

12月18日、月曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

12月19日、火曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。なお、総務産業建設常任委

員会は、築城の支所の第4、第5会議室で行います。

12月20日、水曜日は、委員会予備日とします。

12月21日、木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

一般質問の締め切りは、あす12月8日、正午までといたします。

以上、会期は、12月21日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月7日から21日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第64号ほか17件です。ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

日程第4. 議案第64号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第64号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第3号））を、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第3号））は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第64号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

議員の朗読に続いて、議案提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第64号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第3号））について、平成29年9月29日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成29年12月7日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第64号は、一般会計補正予算（第3号）でございます。

本予算は、国の衆議院議員の総選挙が急に決まりまして、10月22日の施行となりました。そういう形の中で、一応、国から選挙委託を町の選管が受けております。選管の、いわゆる予算要求に対しまして専決処分をさせていただきました。

予算の総額は、127億7,443万2,000円に1,136万6,000円を追加いたしまして、127億8,579万8,000円となる予算でございます。歳入歳出とも同額で、先ほど申した追加額が全額でございます。よろしく御審議、御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第64号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第65号

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第69号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第5、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第9、議案第69号平成29年度築上町下水道事業会計補

正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号から議案第69号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第66号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第68号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第69号平成29年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第65号は、平成29年度の築上町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額127億8,579万8,000円に1億53万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を128億8,633万5,000円と定めるものでございます。

予算の中身につきましては、歳入歳出ということで、これは国庫補助がほとんどついておる、一応、事業でございます。荒廃森林再生事業ということで2,860万円の歳出予算を組ませ、そして歳入についても同額2,860万円。それから、子ども医療対策費2,470万円、これは、歳入は半額の1,235万円というようなことで、子ども医療費の、これが一応やろうと

というようなことで、こういう財源を計上させていただく。あとは、足りない一般会計を前年度の繰越金4,205万——それともう1つ、人事院勧告の実施によります人件費、これを、1,137万円を一応計上をさせていただいて、あと、一般会計の一般財源を、4,205万3,000円を繰越金から一応採用させて。

ほかに、債務負担行為の変更が1件ございます。この債務負担行為につきましては、庁舎建設の債務負担行為でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第66号、これは国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額が31億9,323万2,000円で、17万5,000円を増額いたしまして、予算の総額が31億9,340万7,000円と。

この主な補正内容は、人事院勧告による人件費の補正でございます。そして、歳出には、若干財源振替等々させていただいておるということで、諸支出金と、それから保険給付費の財源振替等々やっておるということでございます。

それから、議案第67号、これは後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、本予算も人事院勧告に伴う人件費の増額で、既定の歳入歳出予算の総額が3億6,027万7,000円に6万円を増額いたしまして、3億6,033万7,000円と定めるものでございます。

議案第68号、水道事業会計の補正予算3号でございますけれども、本予算は、既定の第3条予算の収益的支出を317万4,000円増額いたしまして、総額を4億2,752万9,000円に改めるものでございます。

内容としては、受水費の増額と人事院勧告に伴う人件費の増額ということで、受水費は、夏場に足りなかった水等々を一応水道企業団のほうから回してもらったということで、今後の分が足りないというようなことで補正をさせていただいておるところでございます。

それから、議案第69号、これは築上町下水道事業会計補正予算（第1号）でございますけれども、本案は、既定の第3条予算の収益的支出を26万円増額いたしまして、総額を5億4,941万4,000円に改めるものでございます。また、既定の第4条予算の資本的支出を6万9,000円増額し、これを、総額を6億120万2,000円に改めるものでございます。

内容は、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

いずれも、先ほど申しましたような理由で補正をさせていただきましたので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第10. 議案第70号

日程第 1 1. 議案第 7 1 号

日程第 1 2. 議案第 7 2 号

日程第 1 3. 議案第 7 3 号

日程第 1 4. 議案第 7 4 号

日程第 1 5. 議案第 7 5 号

日程第 1 6. 議案第 7 6 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 1 0、議案第 7 0 号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 1 6、議案第 7 6 号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 0 号から議案第 7 6 号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） **議案第 7 0 号**築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 7 1 号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 7 2 号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 7 3 号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 7 4 号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 7 5 号築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 7 6 号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第70号は、築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。題のほうが長うございまして、中身は、従前の築上町の「乳幼児」というのを「子ども」に変えるだけの——これは国の国庫、国からの、子供の医療費の制度ができましたので、このように改正をするものでございます。

それから、議案第71号は、築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。本条例は、現下の地方行財政の状況等、地域の実情を踏まえまして、人事院勧告を尊重いたしました。このために、この条例改正を行うものでございます。給料表につきましては、若年層は、大体平均的には1,000円の引き上げ、その他は400円引き上げということで、勤勉手当が0.1カ月ほどふえておるところでございます。

それから、議案第72号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは御承知のとおり、築上町椎田保育園及び葛城保育園を一応統合いたしまして、新たに築上町に町立の保育園を開設するに当たり、築上町保育園条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

次に、議案第73号は、築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、現在、15歳までが利用できる築上町子ども医療費支給条例の対象範囲を18歳まで拡大することで、子育て支援の拡大及び子供の健康増進を図るために、築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。なお、施行時期は、来年の4月1日からというふうにいたすものでございます。

それから、議案第74号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、現在、15歳までが利用できる築上町子ども医療費支給制度の対象範囲を18歳まで拡大することに伴い、対象となる重度障害対象児が重度障害者医療費支給制度を選択した場合に、子ども医療費支給制度の利用者との間に不均衡が生じないようにするために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第75号築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定についてでございます。本条例案は、国営椎田土地改良事業により造成された施設について、土地改良区が解散することに伴い、国から町への譲与が行われるため、築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第76号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例案は、築上町第2有機液肥製造施設の完成に伴い、新施設の名称及び位置を定めるため、築上町有機液肥製造施設の条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第17、議案第77号物品売買契約の締結についてから、日程第21、議案第81号物品売買契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案77号物品売買契約の締結についてから議案81号物品売買契約の締結については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第17. 議案第77号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第77号物品売買契約の締結についてを議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第77号物品売買契約の締結について「再編関連訓練移転等交付金事業」築上町立築城中学校備品購入その1（書架等）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成29年12月7日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号は、物品売買契約の締結でございます。

本議案は、物品売買契約の締結で、築上町立築城中学校の備品購入、これはその1でございます。書架でございます。

内訳につきましては、皆さん方にお手元に御配付の議案資料の中に、入札結果表、それから契約書、それからあと、詳細な備品等の種類まで、お手元に御配付をしております。そういう形の中で、株式会社徳野さんが消費税込みで1,382万1,818円で落札をいたして、現在、仮契約をいたしているものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第77号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第78号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第78号物品売買契約の締結についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第78号物品売買契約の締結について「再編関連訓練移転等交付金事業」築上町立築城中学校備品購入その2（収納棚等）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成29年12月7日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本議案も、これは築城中学校の備品購入その2で、主に収納棚等がございます。

これも前議案に同様、資料のほうに入札結果表、それから契約書、それから詳細な種類等々が入っていると思います。御参照をいただきながら、よろしく御審議をいただく。

なお、有限会社ニッポウ文具事務機築上営業所が消費税込み3,306万8,520円で落札をいたして、仮契約をしているものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第78号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第79号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第79号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第79号物品売買契約の締結について「再編関連訓練移転等交付金事業」築上町立築城中学校備品購入その3（事務系備品）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成29年12月7日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本議案79号でございますけれども、これも築城中学校の備品その3で、これは事務系備品ということで入札を行いました。

消費税込みで1,452万4,920円で株式会社ウエムラ築上営業所が落札をいたしております。仮契約をしておると。

同じく、入札結果、それから契約書、それから詳細な備品の種類等々、別紙の資料でお配りをしておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第79号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第80号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第80号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第80号物品売買契約の締結について「再編関連訓練移転等交付金事業」築上町立築城中学校備品購入その4（特別教室備品）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成29年12月7日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第80号につきましても、物品売買契約の締結でございます。

これは築城中学校備品購入その4で、これは特別教室の備品を一応入札をいたしました。

植田商店が消費税込みで2,907万3,600円で落札をして、現在仮契約を行っております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

ありませんか。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） もう最後の分で、即決なんで、もう全ての物品売買についてなんですけども、詳細が出ています。品名とサイズと個数で、例えば定価とかいう金額があると思うんですけども、品名と数で入札結果をもらったって審議のしようがないし、高いか安いかわからないんですよ。

できればトータル、例えば、定価でいって2,000万かかったところが1,400万で落札できたとか、というような説明があるか、この資料の中にそういう単価を記入するとか、もう少し丁寧な資料を出していただけたらと。このままで、したって、何の即決として、僕は考える余地が全くないんで、この物品だけじゃなくて全ての今回の物品について、何をどう考えれというのか全くわかりません。

ですから、もうちょっと丁寧な説明、もしくは丁寧な資料を今後は出していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、予定価格に際しましては、建設物価等々のいろんなそういうものを参照し、そしてまた、他の地域に入れた積算ですかね、そういうものを参照しながら、予定価格を学校教育課のほうが決めて積算をしておるというふうに説明は受けております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 言いたくなかったんやけど。

物品ですからね。文房具屋さんが、電気屋さんが物品を購入するんですから、売り値があると思うんです。今、このデータ、だっと何百個の種類があって、「定価的には何ぼぐらいです、結果的に何ぼで落札できました」ことは、説明できると思うんですよ。県単価とか何とか、その「建設」とか何とかいう世界じゃないんで、物品としての……。

僕らが、何を考えればいいのか。「異議なし」と言えばいいだけですか。そういうもんじゃないと思うんですよ。高かったのか安かったのか、どういう形だったのか、説明が納得できるような資料を今後出してくださいと。それが、僕がここでこういう説明をしなくて済むんです。

以上です。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） いや、それは今後もまた。（「いいですか」と呼ぶ者あり）新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、物品購入の場合は、ある程度予定価格を定めます。この予定価格が、先ほど私が言ったように、建設物価とかいろんな、それぞれの物価表がございます。それを基準にしながら、そして他町村ではどれぐらいで入っているかとか、そういうのを参考にしながら決めていっておると。個別の部分ですね。

その金額が、「示して」と言えば、これは示されますが、それをこの表に示せという形なんでしょうかね。

○議長（田村 兼光君） いや、もう今度からするときに、すりゃいい。（発言する者あり）もう、もういいやろ。今これ、町長がこういう答弁しよら。

○議員（10番 塩田 文男君） 示せば示してほしいんです。ただ、説明できれば説明してほしい、いう状況です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、総額で幾らという形で、我々も（ ）も積み立てておりますよね、基本的には。だから、それで、それがそれより安い高いのと、そういう形に1個ずつ——まあ、買っていけば、またもう少し安くなる可能性もありますが、1個ずつ入札しなきゃいかんという形になる。それはちょっと無理な作業だと思うんで、総括で、それで全部で幾らかという形になろうかと思えます。

そこんところは、非常に——1個ずつ全部見積もりを出して、それを納入を決めていくという形になれば、それはそれでまた一番安いところをとっていくという形になりますが、全部全ての商品で、品物で幾らになるかという。個別にすれば、それぞれの見積もりが、高いもの、ちょっとよそよりは安いものとか、そういう形になるが、総額で幾らでこの見積もりをしましたという形で今回の入札は行っておるということで、そこんところをちょっと理解してもらえばいいかなと思うんですけれど。

そういうことで、個別の形の分がわかる、わかるという形はわかります、実際。そういうことで、よろしいですかね。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） もう今までずっとやってきちょるけね。（発言する者あり）よし。

ほかにございませんか。（発言する者あり）いい、もうわかった。（発言する者あり）もう、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第80号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第81号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第81号物品売買契約の締結についてを議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第81号物品売買契約の締結について「再編関連訓練移転等交付金事業」築上町立築城中学校備品購入その5（電気機械等）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成29年12月7日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第81号は、物品売買契約の、これも締結でございます。

本案は築城中学校備品その5で、これは電気機械等の設備でございます。

日章教販が、消費税込みで1,858万8,960円で落札をして、仮契約を現在いたしております。

入札結果はお手元に配付、それから一応、備品の中身も契約書と一緒に付けておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

これで――ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第81号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されま

した。

それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時45分散会
